

## 基本計画の策定について

### 1. 策定の目的

「安平町史編さん基本方針」に表明する安平町史の編さん目的及び方向性を踏まえ、町史編さん事業を推進するために必要なものです。

### 2. 基本方針と基本計画の違い

#### ①基本方針

安平町史編さんを行ううえでの目指す方向性や理念を示すものです。  
基本方針については、答申書に示しているとおりです。

#### ②基本計画

基本方針に基づき、今後どのように編さんするか具体的な計画を示すものです。

### 3. 基本計画に示す事項について

町史発刊に向けた編さん事業は以下のとおりとします。

#### ①目次構成

原稿執筆を始める前の全体的な目次の構成を考え、骨組みを決定する作業です。

#### ②体裁

町史作成にあたっての規格、文字の大きさ、ページ数、写真等を検討し、調整を図ります。

#### ③編さん期間

歴史を描く期間を決めます。その期間に合わせ、資料収集や調査を行います。

#### ④年度別スケジュール

年度別に行う作業をまとめ、進めていきます。進捗状況によっては、作業を見直し協議することがあります。

#### ⑤配布方法

町史の配布先、部数を決定します。  
町史の価格設定をします。

## ⑥編さん体制

安平町史編さん委員会設置条例、規則、要領に基づき、以下の体制で進めます。

### (1)安平町史編さん委員会

町史編さんに係る最高決定機関です。以下の編さん業務を行います。

- ・町史作成計画や基本方針の決定をします。
- ・原稿の査読をします。
- ・その他必要な指示をします。

### (2)専門部会

各分野において、内容をより充実させ、専門的な議論を行うために必要に応じて部会を置くことができます。

### (3)協力員

各分野に精通した人の経験や知識を活用しながら進めます。

必要に応じて、各種団体や町民などに資料提供および資料収集作業の協力を仰ぎます。